

## 第2回取手市自転車活用推進会議

日時 令和3年11月18日（木）10時～  
会場 取手市役所 議会棟大会議室

### 会議次第

#### 開 会

##### 1. 会長あいさつ

##### 2. 議題

議案第1号 自転車活用推進計画策定スケジュールの見直しについて

議案第2号 自転車市民アンケート調査結果について

議案第3号 自転車活用推進施策目標に基づく実施施策の検討について

##### 3. その他

基調講演「自転車利用者のための地図コンテンツに関する考察」

講師 岡本直久 先生（本推進会議副会長・筑波大学教授）

#### 閉 会

# 取手市自転車活用推進会議 委員名簿

(敬称略)

No.	会議役職	組織名	委員役職	委員氏名
1	会長	取手市バイクロジー運動推進協議会	会長	小嶋 吉浩
2	副会長	筑波大学	教授	岡本 直久
3		自転車ツーキニスト		疋田 智
4		取手市小中学校PTA連絡協議会	会長	角田 知巳
5		取手市商工会	女性部長	成島 久美子
6		取手警察署	交通課長	土井 孝彦
7		取手市スポーツ協会サイクル部	部長	蛯原 茂夫
8		日本競輪選手会茨城支部	支部長	戸邊 裕将
9		茨城県自転車競技連盟	理事	北見 裕史
10		東日本旅客鉄道(株)	取手駅長	吉田 征行
11		関東鉄道(株)	施設課長	渡辺 敬史
12		取手市議会	議員	染谷 和博
13		国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所守谷出張所	出張所長	作田 大
14		国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所取手出張所	出張所長	作左部 敏幸
15		国土交通省関東地方整備局下館河川事務所藤代出張所	調査課長	永井 一郎
16		茨城県スポーツ推進課	課長	海老原 二良
17		茨城県竜ヶ崎工事事務所	道路整備第二課長	吉岡 博之
18		茨城県自転車競技事務所	所長	角田 浩美
19		取手市	副市長	吉田 雅弘

## 取手市自転車活用推進会議・庁内推進会議 事務局

1	事務局長	取手市まちづくり振興部	部長	野口 昇
2		取手市まちづくり振興部 産業振興課	課長	海老原 輝夫
3		取手市まちづくり振興部 産業振興課	課長補佐	数藤 弘人
4		取手市まちづくり振興部 産業振興課	主事	廣瀬 唯
5		取手市まちづくり振興部 産業振興課	主事	森田 博暉

# 第2回取手市自転車活用推進会議 出席者名簿

(敬称略)

No.	組織名	役職	氏名	備考
1	取手市バイクロジー運動推進協議会	会長	小嶋 吉浩	
2	筑波大学	教授	岡本 直久	
3	自転車ツーキニスト		疋田 智	
4	取手市小中学校PTA連絡協議会	会長	角田 知巳	
5	取手市商工会	女性部長	成島 久美子	
6	取手警察署	交通課長	土井 孝彦	
7	取手市スポーツ協会サイクル部	部長	姥原 茂夫	
8	日本競輪選手会茨城支部	支部長	戸邊 裕将	
9	茨城県自転車競技連盟	理事	北見 裕史	
10	東日本旅客鉄道(株)	取手駅 助役	渡邊 慎一	※代理出席
11	関東鉄道(株)	施設課長	渡辺 敬史	
12	取手市議会	議員	染谷 和博	
13	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所守谷出張所	出張所長	作田 大	
14	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所取出手出張所	出張所長	作左部 敏幸	
15	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所	調査課 専門官	岡部 勉	※代理出席
16	茨城県竜ヶ崎工事事務所	道路整備第二課長	吉岡 博之	
17	茨城県自転車競技事務所	運営課長	倉又 英幸	※代理出席
18	取手市	副市長	吉田 雅弘	

その他出席者(随行等)

1	茨城県竜ヶ崎工事事務所		石和田 大輔	
---	-------------	--	--------	--

取手市自転車活用推進会議・庁内推進会議 事務局

1	取手市まちづくり振興部	部長	野口 昇	
2	取手市まちづくり振興部 産業振興課	課長	海老原 輝夫	
3	取手市まちづくり振興部 産業振興課	課長補佐	数藤 弘人	
4	取手市まちづくり振興部 産業振興課	主事	廣瀬 唯	
5	取手市まちづくり振興部 産業振興課	主事	森田 博暉	

## 第2回取手市自転車活用推進会議 席次表

スクリーン

事務局

取手市 副市長  
○  
吉田 雅弘 様

茨城県自転車競技事務所  
運営課長  
○  
倉又 英幸 様

自転車ツーキニスト  
○  
疋田 智 様

取手市小中学校PTA連絡協議会  
会長  
○  
角田 知巳 様

随行者席

茨城県龍ヶ崎工事事務所  
道路整備第二課長  
○  
吉岡 博之 様

国土交通省関東地方整備局  
下館河川事務所 調査課  
専門官  
○  
岡部 勉 様

取手市商工会  
女性部 部長  
○  
成島 久美子 様

取手警察署  
交通課長  
○  
土井 孝彦 様

国土交通省関東地方整備局  
利根川下流河川事務所取出手出張所  
出張所長  
○  
作佐部 敏幸 様

国土交通省関東地方整備局  
利根川上流河川事務所守谷出張所  
出張所長  
○  
作田 大 様

取手市スポーツ協会サイクル部  
部長  
○  
姥原 茂夫 様

日本競輪選手会茨城支部  
支部長  
○  
戸邊 裕将 様

取手市議會議員  
○  
染谷 和博 様

関東鉄道(株)  
施設課長  
○  
渡辺 敬史 様

茨城県自転車競技連盟  
理事  
○  
北見 裕史 様

東日本旅客鉄道(株)  
取手駅 助役  
○  
渡邊 慎一 様

○ ○

自転車活用推進会議 副会長  
筑波大学 教授  
岡本 直久 様

自転車活用推進会議 会長  
取手市バイクロジー運動  
推進協議会 会長  
小嶋 吉浩 様

## 取手市自転車活用推進会議設置要綱

令和3年4月23日

取手市告示第98号

### (設置)

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項の規定に基づき、取手市自転車活用推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に当たっての検討及び推進計画の啓発に資するため、取手市自転車活用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に係る検討に関すること。
- (2) 推進計画の啓発に関すること。
- (3) その他自転車活用の推進に関し必要な事項

### (組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自転車の活用に関し優れた識見を有する者
- (2) 地域住民のうちから市長が自転車活用の推進に適当と認めるもの
- (3) 自転車に関する団体又は事業者の関係者
- (4) 商工業及び観光業に関する団体又は事業者の関係者
- (5) 交通事業に関する事業者の関係者
- (6) 国土交通省職員
- (7) 茨城県職員
- (8) 茨城県取手警察署の職員
- (9) 市議会議員
- (10) 副市長

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の職にある者として委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、推進会議の会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事において議決する必要があるときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 第3条第2項第2号から第9号までに掲げる者として委嘱された委員（会長又は副会長である場合を除く。）が、やむを得ない理由により会議に出席できない場合において、当該委員があらかじめ代理者を選任し、かつ、その旨を会長に届け出たときは、会長は、当該代理者を会議に出席させることができる。この場合において、当該出席した代理者の取扱いは、委員と同様とする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 推進会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるとときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(府内推進会議)

第7条 推進会議の検討等に係る府内の総合調整を図るため、取手市自転車活用府内推進会議（以下「府内推進会議」という。）を設置する。

- 2 府内推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長はまちづくり振興部長の職にある者を、副委員長は産業振興課長の職にある者を、委員は次の表に掲げる職にある者をもってそれぞれ充てる。

安全安心対策課長	市民協働課長	政策推進課長	健康づくり推進課長	環境対策課長	管理課長	道路建設課長	水とみどりの課長	都市計画課長
学務課長	スポーツ振興課長							

- 4 府内推進会議の会議（以下この項及び次項において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、府内推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が府内推進会議に諮り別に定める。

(協議結果の報告)

第8条 推進会議は、協議が調った事項について、市長に当該協議の結果を報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その結果を尊重し、推進計画の策定その他市の施策への反映に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 推進会議及び庁内推進会議の庶務は、まちづくり振興部において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮り別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。